

令和 7 年度 村上市学童保育所入所のご案内

1. 入所対象児童

村上市に住所を有し、就労等のため昼間保護者が不在で、親族による保育も困難な家庭の小学生。

2. 入所申込みの手続き

○申込み先 村上市役所こども課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室

(継続児及び、継続児の兄弟は利用料の未納がある方を除き学童保育所で提出が可能です)

○受付期間 **令和 6 年 11 月 1 日(金)～11 月 15 日(金)**

※期限までに提出されない場合、定員を超えた際には、入所できない場合があります。

※長期休業期間のみの利用は、遅くとも利用の 1 ヶ月前までに申し込みをしてください。

(夏休み利用申込期限は令和 7 年 6 月 10 日です。)

○提出していただく書類(市役所、支所、学童保育所で配布します。10 月 18 日(金)から市のホームページでもダウンロードできます。)

①入所申込書兼学童調書・・・記入例(別紙)を参考に記入してください。

②入所要件調査票・・・記入例(別紙)を参考に記入してください。

③就労証明書・・・就労者・児童について申請者が記入し、事業主から就労の状況について

記入・証明をもらってください。(児童と同居している方全員の分が必要です)

※勤務先との契約上、令和 7 年 4 月 1 日以降の就労証明書が発行できない場合は、就労証明書に代わる書類(内定通知等)をご提出ください。令和 7 年 4 月 1 日以降の就労証明書が発行でき次第、速やかにこども課または各支所地域振興課地域福祉室へご提出をお願いします。(様式は国の標準様式に統一しています。)

3. 入所の選考及び決定

入所申込み書類の内容をもとに入所を決定します。

※ 必要事項が書類で確認できない場合は、**電話等で確認**させていただくことがあります。

また、申し込み状況によって、**面談や家庭訪問**を行う場合がありますのでご協力をお願いいたします。

4. 利用料について

児童 1 人につき 月額 5,000 円 (口座振替日/利用月翌月の 26 日 休日の場合は翌営業日)

ただし、途中入退所の場合は在籍日数(開所日数)×200 円の利用料となります。

また、放課後等デイサービスと併用して利用している方は日割り計算(利用日数×200 円)となります。

この他、保護者会により定められたおやつ代・活動費がかかります。

※ 生活扶助を受けている方、就学援助を受けている方等に対し、利用料の減免制度(要申請)があります。

5. 開設時間

平日・・・放課後から午後 6 時 30 分(閉所時間 以下同じ)まで

土曜日・長期休業期間など・・・午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで(夏・冬・春休み・学校振替休業日)

※土曜日については、通常利用の学童保育所以外で受け入れる場合があります。

学校の臨時休業日(感染症による学級閉鎖、災害によるもの)・・・家庭保育が基本になります。

6. 休所日

日曜日、祝日、お盆(8 月 13 日(火)から 8 月 15 日(木)の間)、年末・年始(12 月 29 日(月)から 1 月 4 日(日))。その他都合により休所する場合があります。

7. その他

ご不明な点は、担当係までお問い合わせください。

◎村上市役所 こども課子育て支援室 TEL 53-2111 (内線 2551)

◎荒川支所 地域振興課地域福祉室 TEL 62-3104 (直通)

◎神林支所 地域振興課地域福祉室 TEL 66-6113 (直通)

◎朝日支所 地域振興課地域福祉室 TEL 72-6887 (直通)

◎山北支所 地域振興課地域福祉室 TEL 77-3113 (直通)